

意見書第7号

東日本大震災被災者の生活再建の大障害になる 消費税増税に反対する意見書

政府は、「社会保障と税の一体改革」と称して、消費税を「2010年半ばまでに10パーセントまで引き上げる」方針を決定した。

これまで政府は、消費税を導入し、1989年4月1日から国民に税率3パーセントの負担を課した。1997年4月1日からは、消費税を税率5パーセントに引き上げ、今日まで約230兆円を超える税収が国庫に入っている。しかし、国民健康保険制度、年金制度、医療制度などは、度重なる法改定で逆に後退させられている。

消費税の増税は、収入のない方や低所得者の方ほど負担が重くなるという逆進性を拡大し、社会的弱者や震災による被災者に、最も重い税負担を押し付け、消費購買力を冷え込ます最大の要因になり、国民生活と日本経済の活力を奪う。消費税を転嫁できない中小零細企業者は、今日まで課税事業者になれば身銭を切り納税することを余儀なくさせられている。

政府に対し、被災地の復旧・復興に悪影響を与え、水を差す消費税増税計画の撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

愛知県武豊町議会 議長 加藤 美奈子

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

社会保障・税一体改革担当

内閣府特命担当大臣（防災）